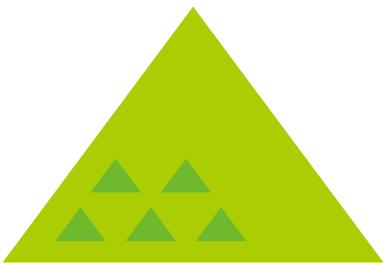
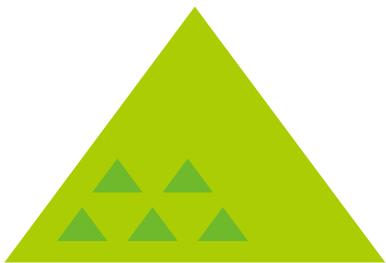


香川県 国土強靭化 地域計画

県民の生命を守るために



かがやくけん、かがわけん。

香川県

1 計画策定の趣旨、位置付け

国土強靭化^{※1}に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防災に関する県の他の計画等の指針となるべきもの(いわゆる「アンブレラ計画」として香川県国土強靭化地域計画(以下「計画」という。)を策定しました。

国土強靭化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であり、行政のみならず、県民及び、民間事業者やNPOなど(以下「事業者」という。)が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むことが必要です。

※1 国土強靭化とは、私たちの地域や経済、暮らしが、大規模自然災害発生時などにおいても、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつことを目指すものです。

香川県国土強靭化地域計画のアンブレライメージ



2 計画の基本目標

1 県民の生命を守る

- すべての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化
- 大規模な風水害や地震による市街地での大規模火災への対策強化

2 県と地域社会の重要な機能を維持する

- 必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保
- 行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける

3 県民の財産と公共施設の被害を最小化する

- 経済活動域への重大な影響を避ける
- 避難場所や防災施設として活用される公共施設の被害の最小化

4 迅速な復旧・復興を行う

- 二次被害や浸水被害、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける

5 四国の防災拠点としての機能を果たす

- 四国の防災拠点としての機能を確保し、国や他の3県と十分に連携・協力を図る



3 計画に盛り込むべき本県の特徴

本県の地勢的状況等を考慮して、計画に盛り込むべき以下の3つの特徴を定めました。

①四国の防災拠点としての機能確保



②全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策



③島しょ部等における大規模災害対策



4 想定するリスク

本県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして、以下の2点を想定し、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定することとしました。

①南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波



▲昭和21年 南海地震による被害
(坂出市)

②大規模な風水害 (想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等)



▲昭和51年 台風17号による被害
(小豆島町)



▲平成16年 台風15号と前線による被害
(観音寺市大野原町前田川)

5 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の枠組みとポイント

想定するリスクについて、本県の特性を考慮し、9つの「事前に備えるべき目標」及び33の「起きてはならない最悪の事態」を次ページのとおり設定して脆弱性評価を行い、その評価結果を「行政機能／警察・消防等」など11の個別の施策分野と「地域防災力の強化」など4つの横断的分野の計15分野に整理しました。その脆弱性評価のポイントは右記のとおりです。

1 ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施策を早期に高水準なものとするには、施策の重点化とハード・ソフト対策の適切な組み合わせが必要

2 代替性・冗長性等の確保が必要

影響が甚大な分野(行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等)については、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等の確保が必要

3 四国の他の3県との連携が必要

起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、早期に復旧・復興できるよう、四国の他の3県との連携が必要

4 市町、県民、事業者などとの連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、各市町、県民、事業者など多岐にわたるため、情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要

●事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
<p>⑤ ④ ③ ② ① 県民の生命を守る 県と地域社会の重要な機能を維持する 県民の財産と公共施設の被害を最小化する 迅速な復旧・復興を行う 四国の防災拠点としての機能を果たす</p>	<p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p> <p>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>9 四国の防災拠点としての機能を確保する</p>	<p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p>1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生</p> <p>2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</p> <p>2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>5-2 コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p> <p>6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止</p> <p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態</p> <p>7-1 市街地での大規模火災の発生</p> <p>7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態(6-4)</p> <p>高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態(6-4)</p> <p>重要港湾(高松港・坂出港)の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態(5-1、6-4)</p> <p>番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態(4-1、5-1、5-2)</p> <p>被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態(3-3)</p> <p>警察や消防などの被災により、四国における応援・救援の機能が果たせなくなる事態(1-1、1-3、1-5、2-3、3-3)</p> <p>国の合同庁舎、県庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態(1-1、1-2)</p> <p>食料・飲料水等県民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態(2-1)</p> <p>発災により医療機能が麻痺し県内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態(2-4、2-6)</p>

6 推進方針

(1) 推進方針の枠組みと重点化

推進方針の施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した、11の個別施策分野と4つの横断的分野としました。また、限られた資源で効率的・効果的に地域強靭化施策を推進するため、「人命の保護」を最優先とし、本県の特徴等をも考慮し、13の重点化すべきプログラム^{*2}を選定しました。13の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりです。

さらに、四国の防災拠点としての機能を確保するため、13の重点化プログラムを有機的に連携し、計画の推進を図ることとしています。

*2 プログラムとは、33の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を整理したものです。

個別施策分野	①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信 ⑥産業 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨県土保全 ⑩環境 ⑪土地利用
横断的分野	①地域防災力の強化 ②老朽化対策 ③新技術対策 ④広域連携

●重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす ④ 県民の生命を守る ③ 県と地域社会の重要な機能を維持する ② 県民の財産と公共施設の被害を最小化する ① 迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	9 四国の防災拠点としての機能を確保する	高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態(6-4) 被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態(3-3) など

(2) 施策分野ごとの主な推進方針

15の施策分野ごとに、9つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を、推進方針としてとりまとめています。また、施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体を、**県民**、**事業者**、行政の3区分により明確にしており、以下に主な施策を示します。

個別施策分野

1 行政機能／警察・消防等

▶ 行政機能

- ・BCP^{※3}の策定・見直し(県BCPの毎年度の見直しや市町BCPの策定促進) 【行政】
- ・応急対策活動の拠点となる施設等の耐震性の確保や非常用電源設備等の確保 【行政】
- ・総合防災訓練等の実施や県民の様々な訓練への参加の促進 【県民・事業者・行政】
- ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備 【行政】など

※3 BCP(Business Continuity Plan)：行政組織では業務継続計画、企業では事業継続計画と訳されます。(詳細は、P7の「強靭化への取組み 3」へ)



▲高松市：高等技術学校高松校



▲災害対策本部室：災害対策本部運営訓練



▲財田川：総合防災訓練

▶ 警察・消防等

- ・警察署や消防本部の耐震化や情報通信施設等の耐災害性の強化 【行政】
- ・女性の入団促進を含めた団員の確保などによる消防団の活性化 【県民・事業者・行政】
- ・災害警備部隊や緊急消防援助隊等による広域応援・受援体制の確立 【行政】など



▲高松市：消防学校

2 住宅・都市

- ・住宅をはじめとした民間建築物の耐震化の促進 【県民・事業者・行政】
- ・学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設の耐震化の促進 【事業者・行政】
- ・耐震性や浸水などを考慮した避難路の複数ルートの選定や補強 【県民・行政】
- ・指定緊急避難場所等の指定や資機材の確保など避難場所等の機能強化 【行政】
- ・最低3日分(望ましくは1週間分)の食料・飲料水や携帯トイレ等の準備 【県民・事業者・行政】
- ・水道・下水道施設の耐震化の推進 【事業者・行政】など



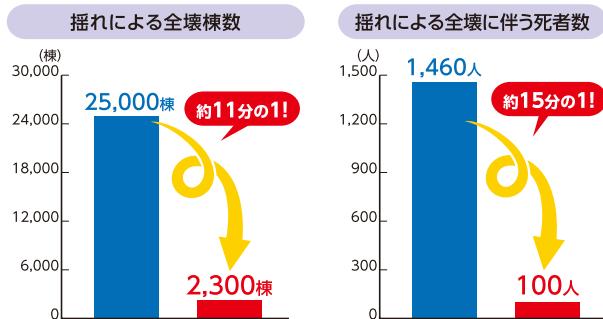
▲高松市：高等技術学校高松校



強靭化への取組み 1

建物の耐震化率100%での試算

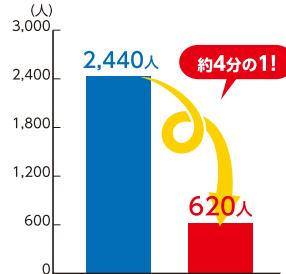
建物の耐震化率を100%とすることで、全壊棟数は11分の1に、全壊による死者数はおよそ15分の1に軽減されると試算されています。



家具の転倒・落下防止対策100%での試算

家具類の転倒・落下防止対策を100%とすることで、死者数がおよそ4分の1に軽減されると試算されています。

家具類の転倒・落下による死傷者（冬 深夜による比較）



阪神淡路大震災で亡くなられた方の大半が、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死でした。現行の耐震基準に改正される以前(昭和56年5月以前)に建てられた住宅は、耐震補強が必要な住宅が多く含まれます。阪神淡路大震災でも、この新耐震基準により建てられた住宅は被害が少なかったと報告されています。来る大地震に備え自らの命を守り、そして、あなたの大切なご家族を守るために、住宅が倒壊しないよう住宅の耐震化に取り組んでください。

また、県では住宅の耐震化への補助制度を設けています。詳細は、香川県住宅課のHP(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/>)をご覧ください。

強靭化への取組み 2

最低3日分(望ましくは1週間分)の食料・飲料水や携帯トイレ等の準備を

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な食料や飲料水等の物資を、最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄をしておくことが必要です。

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つですので、米など、通常購入している保存性の良い食料等を買い置きしておき、賞味期限等を考慮して計画的に消費して、消費した分は新たに購入するなど、無理のない備蓄に努めてください。



3 保健医療・福祉

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の養成をはじめとした体制整備 【事業者・行政】
- ・災害拠点病院における施設等の充実や食料・非常電源用燃料等の備蓄の促進 【事業者・行政】
- ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備 【事業者・行政】
- ・医師会が組織する災害派遣チーム(JMAT)等が活動できる体制整備 【事業者・行政】
- ・災害時の戦略的な医師、医薬品等の輸送・供給体制の確保 【事業者・行政】
- ・社会福祉施設等における食料等の備蓄や非常用自家発電機等の整備 【県民・事業者・行政】
- ・感染症の発生等を防ぐための予防接種・消毒等を行う体制の整備 【事業者・行政】など



4 エネルギー

- ・住宅等への太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入の促進 【県民・事業者・行政】
- ・四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の事業者のBCPの策定促進や石油タンク等の耐震性の確保 【事業者・行政】
- ・災害対応に当たる車両等への燃料の優先供給のための備蓄の促進 【事業者・行政】など



▲高松市：県立中央病院



▲番の州：石油コンビナート防災訓練



▲番の州工業地帯

5 情報通信

- ・防災情報システムやレアラートなどの整備や情報通信施設の耐震性の強化 【行政】
- ・戸別受信機などの住民向け、住民による地域での情報伝達体制の整備 【県民・行政】
- ・高齢者等の要配慮者の特性に応じた情報伝達体制の整備 【県民・行政】
- ・地震に強い通信設備の設計・設置やバックアップ体制の整備 【事業者・行政】など



▲三観広域行政組合消防本部

6 産業

- ・セミナーの開催等による中小企業における早期のBCPの策定の促進 【事業者・行政】
- ・四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の事業者のBCPの策定促進や石油タンク等の耐震性の確保(再掲) 【事業者・行政】
- ・サプライチェーンを一貫して途絶させないための道路施設等の耐震化など
地震・津波対策の推進及び輸送体制等の確保 【事業者・行政】など



▲番の州：石油コンビナート防災訓練



▲番の州工業地帯



強靭化への取組み 3

BCP(Business Continuity Plan)とは、「災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」です。

企業においては、BCPを策定すると、顧客や従業員の安全、事業や雇用を守るのはもちろん、取引先からの信用力が高まり、経営環境の変化に強い企業になるなどのメリットがあります。

●BCP導入イメージ(製造業)

	BCP導入なし企業	BCP導入済み企業
想定	金属プレスメーカー。平日早朝に大規模地震が発生。	
当 日	<ul style="list-style-type: none"> 工場では全てのプレス機が転倒 ほとんどの従業員の安否確認できず 納品先連絡先不明、判明後も電話不通 	<ul style="list-style-type: none"> アンカーフィクシング済み、プレス機転倒せず 伝言ダイヤル171で安否確認 最寄りの営業所まで事情説明に行く
数 日 間	<ul style="list-style-type: none"> 多くの従業員が1ヶ月間、出社できず 原材料の仕入元工場が全壊 1週間後、納品先の大企業から発注を他会社に切り替えたとの連絡あり 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員、3日間地域活動後、交代制 原材料は当面、他企業から代替調達 3日後、1ヶ月で全面復旧可能と報告 この間、遠方の協力会社で代替生産
数ヶ月間	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月後、設備復旧するも、受注戻らず 会社規模縮小、従業員7割解雇 	<ul style="list-style-type: none"> 手持ち資金から月給や代金を支払う 同業組合から、復旧要員の応援を得る 修理費用は公的融資制度を利用 1ヶ月後、全面復旧し、受注も元に戻る

中小企業庁「中小企業BCP(事業継続計画)ガイド」より(一部表現を変更)

7 交通・物流

- ・運送事業者等との協定の締結や物資輸送訓練による緊急輸送体制の構築 【事業者・行政】
- ・「四国8の字ネットワーク」(高松自動車道の4車線化事業等)の早期完成などの道路施設の整備 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靭化が図られる新幹線の導入促進 【事業者・行政】
- ・高松港BCPの継続的な評価・改善及び坂出港のBCPの策定促進 【行政】など



▲東かがわ市：四国横断自動車道



▲高松市：バイパス整備



▲高松市：高松港コンテナターミナル

8 農林水産

- ・大規模ため池の耐震化整備による地域の安全性確保 【事業者・行政】
- ・大規模ため池等におけるハザードマップの作成や普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立 【県民・事業者・行政】
- ・防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備 【行政】
- ・間伐等の森林整備や治山対策の実施等の災害に強い森林づくりの推進 【県民・行政】など



▲まんのう町：まんのう池



▲観音寺市：治山ダム

9 県土保全

- ・津波ハザードマップの作成の促進、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する浸水想定の公表とハザードマップの作成促進及び避難体制の確立.....【県民・行政】
- ・「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づく堤防の嵩上げや液状化対策の推進.....【行政】
- ・土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害などの危険区域に対する警戒避難体制の強化.....【県民・行政】など



▲高松市：本津川



▲高松市：御坊川



▲坂出市：笠指(1)地区

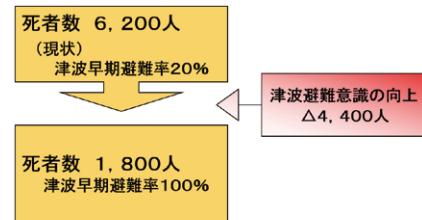
強靭化への取組み 4

ハザードマップの掲載情報と防災マップ作りへの取組み

「津波」や「洪水」などの災害に関する、津波浸水深や避難場所情報等が記載された、各市町ごとの「防災マップ」や「ハザードマップ」を参考に、お住まいの地域において、どの災害に対して危険性があるのかを確認し、事前の準備をお願いします。例えば、南海トラフ地震(最大クラス)では、早期避難を行うことで、津波による死者数を飛躍的に低減できると推測しています。なお、県ではホームページ『かがわ防災Webポータル』により、防災に役立つ情報を提供しています。この中で、「かがわ防災GIS」では、各種災害によるハザードマップを見て自分の地域の危険性を確認することができます。また、「防災情報メール」に事前に登録しておけば、希望する地域の気象情報や避難情報を得ることができ、災害に備えることができます。

災害発生後に正しい行動をとるためにには、各個人や家庭ごとに、発災時の取るべき行動等を記載した具体的のある「防災マップ」の作成が重要です。「地域の地形を把握しながらまち歩きを行うこと」や「被災経験と災害危険箇所を重ね合わせてみること」などによって、理解しやすい「防災マップ」を作成しましょう。

【南海トラフ最大クラスの地震の場合】



(津波災害における早期避難での想定的被害の軽減)
(出典:香川県地震・津波被害想定)

10 環 境

- ・仮処分場の候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画の早期策定.....【事業者・行政】
- ・津波等による大量のごみや流木等の海への流出に備えた回収等体制の整備.....【行政】
- ・事業者に対する有害物質の飛散等の防止などの体制整備.....【事業者・行政】など



陸上自衛隊第14旅団提供



▲丸亀市：クリントピア丸亀



▲四国地方整備局：海面清掃兼油回収船

11 土地利用

- ・円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進.....【県民・行政】
- ・密集市街地における土地利用に対する規制・誘導などの組み合わせによる安全な地域づくりの推進.....【県民・行政】など

1 地域防災力の強化

- ・防災知識の普及啓発や防災教育の推進などによる地域防災力の強化 【県民・事業者・行政】
- ・自主防災組織の結成とその活動への積極的な参加 【県民】
- ・自主防災組織等との連携による初期消火や避難誘導等の訓練の実施 【県民・事業者・行政】など



▲観音寺市：五郷地区合同防災会

強靭化への取組み 5

自主防災組織の活動

地域での自主防災組織の活動に参加しよう

自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織です。



なぜ自主防災組織が必要?

大規模な災害の直後は、地方自治体、消防、警察、自衛隊などの公的機関も被災する可能性が高くなります。また、救助等の要請も多岐にわたるため、迅速な救助・支援活動は期待できない可能性があります。このような時、公的機関からの支援を受けるまでの間は、住民が一致協力し、地域ぐるみで集団での避難、初期消火、避難所の運営などを担っていくことが不可欠です。



自主防災組織の活動

自主防災組織は、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限ににくい止めるための活動を行います。

平常時の活動

- 地域住民への防災意識の啓発
- 防災訓練の実施
- 地域内の危険箇所の把握
- 地域内の避難行動要支援者の確認 など

災害時の活動

- 避難誘導
- 初期消火
- 救出・救護
- 避難所の運営 など



自主防災組織の活動に参加しよう

自主防災組織は、自治会やコミュニティ協議会をもとに結成される場合が多くなっています。自分たちの地域を自分たちで守るためにには、地域のみんなが協力することが必要です。積極的に、自主防災組織が開催している防災訓練や研修会に参加しましょう。

また、自主防災組織が結成されていない場合は、周囲の方々やお住まいの市町の防災担当課と相談して自主防災組織の結成を進めてください。

2 老朽化対策

- ・橋梁、ダム等の長寿命化計画の策定 【行政】
- ・港湾・漁港施設の長寿命化計画の策定 【行政】
- ・水道・下水道施設の長寿命化計画の策定 【事業者・行政】など



▲さぬき市：寺尾橋



▲観音寺市：五郷ダム



3 新技術対策

- ・耐震化や老朽化対策等に関する国新たな基準等の情報収集とこれらの積極的な活用推進 【行政】

4 広域連携

- ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備（再掲） 【行政】
- ・災害警備部隊や緊急消防援助隊等による広域応援・受援体制の確立（再掲） 【行政】
- ・感染症等の発生を防ぐための近隣府県等への支援要請等の体制整備 【事業者・行政】
- ・水道施設に係る他事業者との広域的な応援体制の強化 【事業者・行政】など



(3) 本県の特徴的な施策

1 四国の防災拠点としての機能確保

南海トラフ地震等が発生した場合に、四国内においては相対的に被害が少ない予想

⇒四国の防災拠点としての機能確保が重要

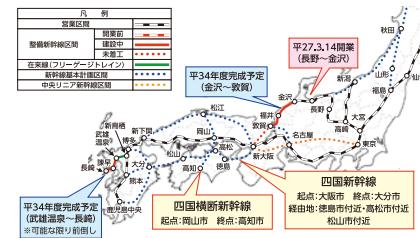
- ・市町間の応援・協力活動等の迅速かつ円滑な実施のための全県的な相互応援体制整備 【行政】
- ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備(再掲) 【行政】
- ・高松地方合同庁舎(Ⅱ期)の整備による四国の防災拠点としての体制整備 【行政】
- ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備(再掲) 【事業者・行政】
- ・高松空港の耐震性向上や航空会社等との応援協力体制の充実・強化 【事業者・行政】
- ・高松港(緊急物資輸送)や坂出港(エネルギー輸送)の体制整備 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靭化が図られる新幹線の導入促進(再掲) 【事業者・行政】
- ・本四間フェリーの航路の維持などによる代替輸送手段の確保 【事業者・行政】など



▲高松市：高松地方合同庁舎



▲高松市：高松空港



2 全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

全国1位のため池密度(7.8か所／km²)や全国3位のため池数(14,000余り)であり、築堤後200～300年を経過したため池が多く、築堤材料や堤防基礎の土質によっては決壊する場合も想定

⇒香川県老朽ため池整備促進計画やため池ハザードマップ作成支援などによるため池の防災・減災対策が必要

- ・大規模ため池の耐震化整備による地域の安全性確保(再掲) 【事業者・行政】
- ・大規模ため池等におけるハザードマップの作成や普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立(再掲) 【県民・事業者・行政】
- ・老朽ため池の整備による農業用水の確保 【事業者・行政】
- ・防災上危険で放置できないため池の保全や機能廃止などの整備の促進 【行政】など



▲高松市：三郎池



▲さぬき市：奥谷下池



▲高松市：鍵面池

3 島しょ部等における大規模災害対策

瀬戸内海に面して多くの島々等を抱える本県の地勢的要因

⇒大規模な震災や風水害が発生した場合の島しょ部等での防災・減災対策や迅速な復旧・復興対策が必要

- ・自立的な避難のための消防団や自主防災組織の活性化、通信設備の整備、本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備 【県民・事業者・行政】
- ・迅速な復旧活動のための道路・海岸堤防等の耐震補強や関係機関との連携強化 【事業者・行政】
- ・かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)の整備・拡充 【事業者・行政】
- ・ヘリコプターの臨時発着場の設定等による災害時の情報収集や救出・救助などを円滑に行う体制の整備 【行政】など



▲高松市：高松港

7 計画の推進と不断の見直し

(1) 計画の推進

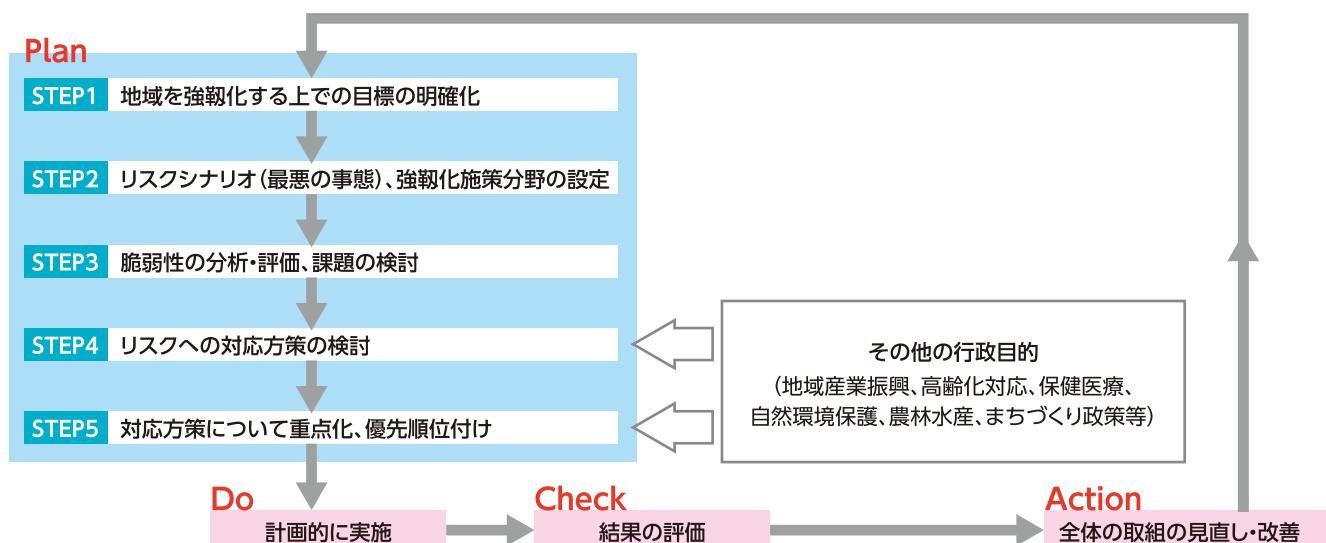
県庁内に設置している「国土強靭化地域計画推進本部」を中心とした全庁横断的な体制の下、市町、県民、事業者、他県や国等と連携しながら、計画を推進していきます。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の着実な推進に当たり、重点化する施策プログラムについては、次ページのとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靭化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、PDCAサイクルにより点検、見直しを行っていきます。

(3) 計画の不断の見直し

本計画は、今後の地域の強靭化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うこととしています。



●重点化プログラムの重要業績指標

重点化プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態		重要業績指標
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 住宅密集地における火災による死傷者の 発生		<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 <ul style="list-style-type: none"> - 耐震診断 1,051戸(H26)→2,800戸(H32) - 耐震改修 334戸(H26)→900戸(H32) ・公立学校の耐震化率 92.5%(H25)→100%(H32) ・公立学校屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策未実施棟 111棟(H26)→0棟(H32) ・大規模盛土造成地マップ公表率 0%(H25)→100%(H32)
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の 死者の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波対策海岸堤防等整備事業のI期計画延長に対する整備率 0%(H26)→66%(H32) ・自主防災組織活動力バー率 80.8%(H25)→100%(H32)
1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等によ る多数の死傷者の発生のみならず、後年 度にわたり県土の脆弱性が高まる事態		<ul style="list-style-type: none"> ・土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 14,747戸(H27)→15,860戸(H31) ・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,027集落(H26)→1,045集落(H32)
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ 等で多数の死傷者の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 58基(H26)→73基(H32) ・ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 1回(H27)→毎年実施
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる 物資供給の長期停止		<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の基幹管路の耐震化率 14.2%(H25)→21.6%(H32) ・香川県建設業BCP認定業者数 85業者(H26)→100業者(H30)
2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の 発生		<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場外離着陸場を有する離島(有人島)のカバー率 45.8%(H26)→50%(H32) ・かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)の参加医療機関数 106医療機関(H26)→200医療機関(H32) ・緊急消防援助隊数 44隊(H25)→57隊(H30)
2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活 動の絶対的不足		<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる警察本部・警察署の耐震化率 93.9%(H26)→100%(H31) ・防災拠点となる消防本部・消防署の耐震化率 60.5%(H26)→100%(H32) ・高松地方合同庁舎(Ⅱ期)の整備 整備中(H27)→整備完了(H29)
2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被 災、支援ルートの途絶による医療機能等の 麻痺		<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の耐震化率 73.7%(H26)→100%(H32) ・第二次救急医療機関の耐震化率 80.0%(H26)→100%(H32) ・災害派遣医療チーム(DMAT)の数 25チーム(H25)→30チーム(H32) ・災害医療コーディネーター連絡会、DMAT連絡会、四国DMAT実働訓練等の毎年実施 1回実施(H27)→1回実施(H32) ・災害拠点病院における3日分程度の水・食料の備蓄維持 年1回確認(H26)→年1回確認(H32) ・社会福祉施設等被害状況確認システムの訓練実施 年1回訓練(H26)→年1回訓練(H32)
3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の 大幅な低下		<ul style="list-style-type: none"> ・県内自治体のBCP策定数 県及び5市1町(H26)→県内全市町(H29)
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・ 長期停止		<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給途絶時に72時間以上、通信施設を使用することができる警察庁舎 26.3%(H26)→100%(H32) ・基幹水路保全対策延長(累計) 79km(H26)→125km(H32) ・老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計) 3,422箇所(H26)→3,536箇所(H32)
5-3 食料等の安定供給の停滞		<ul style="list-style-type: none"> ・農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 13,784ha(H26)→16,340ha(H31) ・長寿命化計画策定漁港数 31漁港(H26)→72漁港(H32) ・漁港施設の機能強化整備延長 0m(H26)→193m(H32)
6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態		<ul style="list-style-type: none"> ・高松自動車道4車線化(鳴門IC～高松市境)の整備率 0%(H26)→100%(H30) ・新幹線実現に向けた取組み(勉強会などの開催) 1回実施(H26)→毎年実施(H32) ・重要港湾における港湾のBCP策定 1港湾(H26)→2港湾(H28)
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損 壊・機能不全による二次災害の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模ため池の耐震化整備箇所数 1箇所(H26)→43箇所(H32) ・中小規模ため池の防災対策箇所数 19箇所(H26)→140箇所(H32)



瀬戸内海



讃岐富士(飯野山)



サンポート高松周辺

発行／香川県
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
〈政策部政策課〉
TEL：087-832-3122 FAX：087-806-0234
E-mail：seisaku@pref.kagawa.lg.jp/
〈危機管理総局危機管理課〉
TEL：087-832-3243 FAX：087-831-8811
E-mail：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp/